

令和7年度 公文書開示（1月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 11. 6	R8. 1. 5	01推薦通知 02受講者決定通知 03開催通知 04研修資料（第1回） 05研修資料（第2回） 06研修資料（第3回） 07研修資料（第4回） 08事後課題 アドバンスコース 01推薦通知 02 受講者決定・開催通知 03研修資料	172		1					1	1			1				・ 公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・ 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）等	教育庁人事部職員課
2	R7. 11. 7	R8. 1. 6	07教人職第1号 東京都〇〇〇公立学校主幹教諭に対する懲戒処分について	62		1					1				1				・ 開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・ 開示が前提となると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）等	教育庁人事部職員課
3	R7. 11. 7	R8. 1. 6	1991年1月1日から2002年4月1日まで〇〇〇の教師の戒告など全ての懲戒の書類（戒告・減給など全て）					1											作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁人事部職員課
4	R7. 11. 13	R8. 1. 9	・ 4財経一第984号「東京都教職員八丈（大賀郷第四）住宅（仮称）（4）新築工事実施設計」 ・ 委託完了届	49		1					1		1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。	教育庁福利厚生部 福利厚生課
5	R7. 11. 13	R8. 1. 9	・ 東京都八丈島八丈町に建設を予定していると東京都が説明する、新たな「東京都教職員住宅」について、平成30年度に地質調査が始まったことを示す文書 ・ 新型コロナウイルス感染症の流行の影響で建設の実施・設計が中断したことを示す文書 ・ 入札不調になったことを示す文書 ・ 東京都教育庁八丈出張所が東京都教育庁福利厚生部に対し、令和4年度と令和5年度に提出した「末吉第二住宅」に関する要求「建物内部・外部ともに大規模改修」に対する東京都教育庁福利厚生部の回答文					1											作成及び取得しておらず、存在しないため。 等	教育庁福利厚生部 福利厚生課

令和7年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R7. 11. 12	R8. 1. 9	・ 海外出張の実施に伴う旅行者の変更について（実施原議2） ・ 支出命令書（コーディネート業務委託） ・ 支出命令書（その2） ・ エジプト・アラブ共和国、教育・技術教育省との「教育に関する覚書」の締結について ・ 【日本語】 東京都公立学校の教員研修について 令和7年4月22日（火） ・ 【英語】 Teacher Training in Tokyo Metropolitan Schools Tuesday, April 22, 2025	42	1															教育庁指導部管理課
7	R7. 11. 12	R8. 1. 9	・ ①海外出張の実施について（実施原議1） ・ ③旅費の支出について（エジプト・カイロ） ・ ④支出命令書 ・ ⑤精算 ・ ⑥旅費の追及について（エジプト・カイロ） ・ ⑦支出命令書（追給） ・ ⑧エジプト出張報告 ・ 海外視察に係るコーディネート業務委託（エジプト）に係る経費の支出について ・ 精算（委託料） ・ 精算（役務費） ・ 精算（役務費） ・ 海外視察に係るコーディネート業務委託（エジプト）その2に係る経費の支出について ・ 精算（その2） ・ エジプト視察（光明学園） ・ エジプトとの教育に関する覚書の締結に向けた教育長への御説明（記録）	110		1					1	1	1	1	1				・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第2号） ・ 公にすることにより、事業実施に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第3号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号） ・ 公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。（東京都情報公開条例第7条第3号） ・ 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（東京都情報公開条例第7条第5号） ・ 公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁指導部管理課
8	R7. 11. 12	R8. 1. 9	エジプト対応報告資料	3	1															教育庁グローバル人材育成部国際交流教育課
9	R7. 11. 12	R8. 1. 9	・ 駐日エジプト大使との面会記録 ・ 駐日エジプト大使館訪問記録 ・ エジプトとのオンラインミーティング記録	7		1					1			1	1				・ 公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため ・ 公にすることで、今後の調整等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	教育庁グローバル人材育成部国際交流教育課
10	R7. 11. 12	R8. 1. 9	エジプトとの新規MOU締結について	2		1								1	1				・ 公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため ・ 公にすることにより、今後の調整等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和 7 年度 公文書開示（1 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（1月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
18	R7. 11. 27	R8. 1. 26	○本年度の東京都公立小中学校共同実施推進員の配置一覧 ○東京都公立学校事務共同実施に係る意向確認について（調査票）（令和6年度）	54		1					1			1	1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・公にすると、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条5号） ・公にすると、当該事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号）等	教育庁総務部総務課
19	R8. 1. 15	R8. 1. 28	・「昭和100年記念式典」参加生徒の募集について ・「緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議」の開催について（依頼） ・SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について	4	1															教育庁指導部管理課
20	R8. 1. 15	R8. 1. 28	・【事務連絡】昭和100年記念式典への参加生徒募集について ・児童・生徒等表彰	106		1					1				1				・公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁指導部管理課
21	R8. 1. 21	R8. 1. 30	東京ベーシック・ドリルのうち、MEXCBTに搭載されているものについて、当該CBT問題を構成する電子データ（XML文書、画像、動画、音声、スタイルシート、JavaScriptプログラムなど。）なお、PDF版が東京都教育委員会のウェブサイト等で公開されていないものについては除外してもよい。					1											作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁指導部管理課
22	R8. 1. 21	R8. 1. 30	MEXCBTを利用する児童生徒のうち、障害（視覚、聴覚、肢体、発達障害等を含む）又は学習上・認知上の困難のため教育上の配慮対象として把握されている児童生徒の数について障害種別ごとの集計が分かる文書（診断の有無は問わない）。					1											作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁総務部デジタル推進課
23	R8. 1. 16	R8. 1. 30	（1）「特別支援教室の入退室等検討委員会」配布資料（第1回から第6回） （2）「特別支援教室の入退室等検討委員会」議事録（第1回、第2回、第3回、第5回及び第6回）	373		1								1	1				・公にすることにより、関係者からの信頼関係を損ない今後の聴取への協力を得られなくなることで、事業遂行に支障を生じるおそれがあるため。 ・公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	教育庁都立学校教育部特別支援教育課
24	R8. 1. 16	R8. 1. 30	「特別支援教室の入退室等検討委員会」議事録（第4回）					1											「特別支援教室の入退室等検討委員会」のうち、第4回は書面開催であり、議事録が存在しないため。	教育庁都立学校教育部特別支援教育課